

会 議 録

会議名 (審議会等名)	相模原市地球温暖化対策推進会議		
事務局 (担当課)	ゼロカーボン推進課 電話042-769-8240 (直通)		
開催日時	令和4年9月12日(月) 午後3時15分～5時15分		
開催場所	オンライン会議(相模原市役所 本館2階 第1特別会議室)		
出席者	委員	12人(別紙のとおり)	
	その他		
	事務局	7人(脱炭素社会・資源循環推進担当部長、ゼロカーボン推進課長、他5人)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由			
<u>議 題</u>	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 相模原市地球温暖化対策推進条例の改正について</p> <p>(2) 相模原市地球温暖化対策計画の改定について</p> <p>(3) 脱炭素先行地域の設定について</p> <p>(4) 促進区域の設定の考え方について</p> <p>3 その他</p>		

議 事 の 要 旨

主な内容は次のとおり。

1 開会

定足数の確認の上、開会した。

2 議題

田中会長の進行により議事が進められた。

(1) 相模原市地球温暖化対策推進条例の改正について

相模原市地球温暖化対策推進条例の改正について、「資料1」、「資料2」を基に、その内容が事務局から説明された。

(井上委員)

先般、東京都では、住宅に太陽光発電設備の設置を義務化する基本方針を発表している。この義務化と、第5条第1項の市民の責務や、第21条第1項の再生可能エネルギーの導入で記載のある必要な措置を講ずるに何か違いはあるのか。

(事務局)

義務ではなく、努力義務として記載している。

(井上委員)

第5条第1項の市民の責務の中で、相模原市独自のものはあるのか。

(事務局)

相模原市独自のものはないが、適応策についても努力義務として記載するのは、他の自治体でもあまりまだ事例が多くはないものと承知している。

(増田副会長)

第2条の2に新設する基本理念について、新設する条項はこの場所が良いのか。基本理念なので、第1条目的の次が良いのではないか。

(事務局)

前文規定などで基本理念を新たに設ける場合、改正ではなく、今の条例を廃棄して新規制定する必要がある、また、国の改正温対法においても、同様の形で基本理念を新設していることから、この位置としている。

なお、基本理念の新設する位置については、本市の総務法制局としっかりと調整を行っていきたいと思っている。

(増田副会長)

第2条の2の基本理念について、資料1では「差し迫った危機であることを共有し」とあるが、資料2では、「差し迫った危機であることを踏まえ」とあるがどちらが正しいのか。

(事務局)

資料2の「差し迫った危機であることを踏まえ」が正しい。

(藤倉委員)

条例改正について、地球温暖化対策推進会議の役割はどのような位置付けなのか。

(事務局)

条例改正については、地球温暖化対策に係る重要事項として、市長の諮問に応じて、推進会議で調査審議のうえ、答申をいただきたいと考えている。

(藤倉委員)

資料1、P6の第2条(2)地球温暖化対策の定義について、緩和策と適応策の他に「その他の地球温暖化対策」とあるが、具体的にはどのような取り組みを示しているのか。

(事務局)

ご意見を踏まえ、改めて確認させていただく。

(藤倉委員)

国では、その他を国際的な協力の取組としている。その他の取組が何か明確にさせていただくほうが良いと思われる。また「措置を講ずるものとする」と「努めなければならない」が、どちらがどういう効力の違いがあるかはもう少し市民の方に分かりやすく説明していただいたほうが良い。

(藤倉委員)

資料2、P3の第3条第5項について、建築物の再生可能エネルギーに関する記載は良いが、第4項と第5項の違いは何か。今回の改正で第5項を具体的に記載する理由は何か。また、市が所有する施設とあるが、市が借りている施設は対象となるのか。

(事務局)

第3条第5項の市の所有する施設に関する項目については、第4項の市の講じるべき措置についての記載から読みとることもできるのではないかと事務局でも検討段階で議論したところであるが、市自ら率先して取組事項を具体的に示したいということもあり、規定として出させていただいている。

また、施設については、借用している施設もあることから、網羅的に表現できるように検討させていただきたい。

(田中会長)

第3条第5項については、再生可能エネルギーだけではなく、エネルギーの使用の合理化（省エネ対策）も重要な取り組みであるため、その要素も検討いただきたい。

(田淵委員)

第21条1項について、再生可能エネルギーの導入については、太陽光発電設備の設置などと具体的な記載があるが、省エネルギー対策については、具体的な記載がない。例えば、ZEB、ZEHの記載など具体的に記載してはどうか。また、第21条の2項についても同様に省エネルギー対策についても記載があったほうが良いのではないか。

(事務局)

ご指摘を踏まえ、検討させていただく。

(田淵委員)

第25条の森林の保全、整備等の吸収機能の記載について、最近では、新たに植林した森林よりも元々ある森林のほうがポテンシャルが高いということがわかってきており、伐採した量と同じ量を植林すれば良いという話ではなくなっている。その点も踏まえた記載を検討してはどうか。

(事務局)

本市の約6割を占める森林の保全、整備等は重要項目であり、ご指摘を踏まえ、検討させていただく。

(田中会長)

基本理念について、例えば、第1条の目的の次、または、第2条の1項に基本理念を新設してはどうか。

また、第2条の2で市、事業者、市民等とあるが、責務を持たせているのは、市、事業者、市民であり、等とは何を指しているのか。

(事務局)

ご指摘を踏まえ、基本理念の新設する位置については、本市の総務法制局と調整を行っていきたいと思っている。

また、等が指すものについては、改めて考え方を確認させていただく。

(甲斐田委員)

改正の方向性は良いが、努力義務と義務では効果が違う。市は自ら率先して努めなければならないとあるが、弱いのではないか。条文の中に具体的なことを記載する。たとえば、全公共施設の屋根の太陽光パネルを設置するなど、具体的な記載をしてはどうか。

また、これから市内で実施される将来的なまちづくりを見据えて、緑をもっと増やす方向性などを示してはどうか。

(事務局)

条例に書くべきものと計画に書くべきものの整理が必要であると考えている。条例については、一度改正すると簡単には改正することができないため、基本的には大きなところを条例に定めて、具体的な内容は計画の中に施策として入れて、状況が変わってくれば施策を追加するなど、そういった条例と計画の役割分担が必要であると考えている。

また、緑化の推進につきましては、脱炭素社会を目指す上で、重要な要素のひとつであるため、何か改正すべきところがあるのか含めて検討させていただきたい。

(井上委員)

森林の保全、整備等について、所有者が不明な森林を市が管理を行う森林経営管理法と関連はあるのか。

(事務局)

地球温暖化対策推進条例の役割としては、森林を整備することで、森林の有する温室効果ガスの吸収機能を残していこうという趣旨であり、森林経営管理法の内容については、別の条例や規則で定めていく分野であると考えている。

(2) 相模原市地球温暖化対策計画の改定について

相模原市地球温暖化対策計画の改定について、「資料3」、「資料4」を基に、その内容が事務局から説明された。

(田中会長)

スケジュール予定では10月に条例改正と計画改定について、答申を受けその後、12月に議会、パブリックコメントを予定しているとのことであるが、条例改正と計画改定の時期は同時時期でなくても良いのではないかと。もう少し議論を重ねる回数を増やすなどご検討いただきたい。

(竹内委員)

資料4のP17の「低炭素電力選択の促進」の取組について、燃料価格の高騰によって、電力の小売りを行う事業者（いわゆる「新電力」）の撤退が相次いでいる。そうした状況を踏まえて検討が必要だと思われる。

(事務局)

この厳しい状況がどのぐらい続くのか、計画に設定するのも厳しいくらい将来的にこの状況が続くのかなども含めて、検討してまいります。

(田淵委員)

資料3のP2の活動量の将来推計について、41.1kmから64.1kmに増加しているのは、リニア中央新幹線の建設によるものか。また、もしリニア中央新幹線の建設によるのであれば、新幹線の倍の電力を使用するリニア中央新幹線について、市からのコメントなどがあると良い。

(事務局)

鉄道に関する活動量について、リニア中央新幹線を踏まえた数値となっている。

(田淵委員)

再エネ導入目標について、域外からの再エネ調達も含まれた目標なのか。

(事務局)

まずは域内で再エネ導入を最大限進めて、それでも足りない部分については、域外から調達の必要があると考えている。

(田淵委員)

区域全体の2030年度目標が50%の中で、市役所の削減目標が51%なのは低いのではないか。

(事務局)

現状として、令和2年度の実績値は、基準年度より増加しており、51%の目標の達成に向けては、今よりさらに取組を加速化させていく必要がある。こうした現状や国の温暖化対策計画における目標なども踏まえて目標を設定している。

(甲斐田委員)

本市の自然的特性とは何を指しているのか。

(事務局)

例えば、中山間地域の水資源を活用した小水力発電などがある。昨年度、

実施したポテンシャル調査においても、小水力のポテンシャルは確認された。

(甲斐田委員)

家庭ごみの減量化は具体的にはどのような取り組みなのか。

(事務局)

具体的な取組については、資源循環の部署で取り組んでいるものになるが、コンポストの活用による生ごみ、食品ロスの削減など、ごみの減量化に向けて、普及啓発も含めていろいろな取り組みを行っている。

(増田副委員)

資料4の計画骨子案について、西暦と和暦の表記が混在しているので、整理したほうが良い。

(事務局)

ご指摘を踏まえ、検討させていただく。

(田中会長)

計画の構成について、第6章の具体的な取組、施策は、区域施策編と市役所編で、章を分けたほうが良いのではないかと。

(事務局)

ご指摘を踏まえ、検討させていただく。

(香川委員)

脱炭素社会の実現に向けた取組のひとつとして、カーボンオフセットした二酸化炭素排出実質ゼロの「カーボンニュートラル都市ガス」を導入などについても検討いただきたい。

(事務局)

脱炭素社会の実現に向け、様々な視点や手法を検討しながら進めていきたいと考えている。取組の記載については、ご指摘を踏まえ、検討させていただく。

(3) 脱炭素先行地域の設定について

脱炭素先行地域の設定について、「資料5」を基に、その内容が事務局から説明された。

(4) 促進区域の設定の考え方について

促進区域の設定の考え方について「資料6」を基に、その内容が事務局から説明された。

相模原市地球温暖化対策推進会議委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	田中 充	法政大学 名誉教授	会 長	出席
2	藤倉 まなみ	桜美林大学 リベラルアーツ学群 教授		出席
3	安藤 義和	神奈川中央交通東(株)相模原営業所 所長		欠席
4	前山 善憲	一般社団法人相模原市商店連合会 副理事長		出席
5	布施 昭愛	相模原商工会議所 理事 事務局長		出席
6	竹内 信義	東京電力パワーグリッド(株) 相模原支社 次長		出席
7	香川 健	東京ガスネットワーク(株) 神奈川西支店 支店長		出席
8	長谷川 兌	相模原市自治会連合会 理事		出席
9	木村 郁子	さがみはら消費者の会		出席
10	井上 義郎	津久井郡森林組合 副組合長		出席
11	増田 和美	さがみはら地球温暖化対策協議会	副会長	出席
12	甲斐田 博高	公募委員		出席
13	田渕 透	公募委員		出席